

質問No.	実施要領等ページ番号	質問内容	回答
1	14 評価項目及び評価基準 「業務実施体制」 (6ページ)	本プロポーザルにおいて、共同企業体 (JV) による参加は可能でしょうか。	共同企業体 (JV) による参加は可能です。
2	15 評価項目及び評価基準 「業務実施体制」 (6ページ)	JVによる参加を想定する場合、参加表明にかかる様式類は代表1者だけでなく各企業分の書類提出が必要でしょうか。また、構成員として担当する者の情報も各社分記載する必要がありますでしょうか、ご教示ください。	様式2については、JV代表者のみの記名押印で構いません。 また、様式2に記載のある添付書類 (No,2~9) については、各社の情報等について記載をお願いいたします。
3	16 評価項目及び評価基準 「業務実施体制」 (6ページ)	業務の一部を再委託する場合、再委託先についても記載する必要があるかどうか、記載する必要がある場合、どこに記載すればよいかをご教示ください。	参加表明時点で予定している場合は、「業務実施体制 (様式-7)」に記載してください。また、企画提案書の「業務工程計画 (様式-14)」または「業務の実施方針及び実施手法」の中の該当部分に記載をお願いします。
4	公募仕様書 (1~3ページ)	(2)実証運行の準備にあたって、広報に関する内容の記載がありませんが、委託者において広報を実施される想定でしょうか。	広報に関する内容は本業務に含めておりません。別途発注予定の業務にて実施する予定です。
5	公募仕様書 (2ページ)	信号連携に関して、県・県警との協議について、市 (本業務) において主導する必要はありますでしょうか。受託者が直接調整する範囲をご教示ください。	信号連携につきましては、静岡県が発注する業務委託の受託者が主導するものと理解しております。本業務委託の受託者は、それに対して協力をお願いします。
6	公募仕様書 (4ページ)	協議会の参加が求められています。協議会の運営や協議会で使用する資料作成等は本業務の委託範囲に含まれない認識で良いでしょうか。	自動運転システムに係るものや、社会実装までの申請手続き等に関するものについては、資料提供を依頼する場合があります。